連携協力関係の確立に向けた論点整理

1 課題

- (1)「プラントの安全性」だけでなく、地域条件や危機管理体制の確立、防災体制・避難 行動計画の充実といった「4重の安全対策」を推進する必要がある。
- (2)法令に基づく手続きは、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく異常事象発生時の通報等に限られており、平常時の報告等は、事業者との安全協定によって個別に対応している。
- (3)規制当局である国との間で情報共有を図るような制度はない。



秋の政策提案(11月実施予定)において、上記の課題に対応するため、 連携協力関係を確立するために必要な項目を法定化するよう、国に提案 することから、その具体的な項目について考え方を整理する。

2 論点整理

(1)国との連携協力関係

これまで明確なルールがないため、任意に行っている情報共有の取組や新たに求めるべき事項を整理する必要がある。

【主なポイント】

平常時における規制活動等の情報共有 異常時における情報共有 原子力政策に対する地方の意見聴取 住民向け広報における連携

環境モニタリングでの役割分担

(2)事業者との連携協力関係

各地の安全協定で個別に取り決めている内容を統一ルール化する必要がある。

特に、<u>安全協定中の規制に属する事項について、今後も地方公共団体が一定の役割を担</u>うべきかについて考え方を整理する必要がある。

【主なポイント】

規制に属する項目について、今後も地方公共団体の役割として残すべきか、国の役割とするべきか。

平常時における情報共有

異常時における情報共有

原子力発電事業に対する地方の意見聴取 住民向け広報における連携 環境モニタリングでの役割分担

【安全協定項目】

立地道府県(13団体)	隣接府県(4団体)
1 3	4
1 2	0
6	2
1 3	4
1 3	4
1 3	3
1 2	0
1	0
1 3	0
-	3
9	0
1 0	0
7	0
1 0	0
	1 3 1 2 6 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1

ゴシックは、規制に属する項目

市町村で締結している安全協定は考慮していない。



規制に属する権限を担うには、専門職員の配置や研修の充実などが 必要となる。(福井県 22 名、愛媛県 14 名、新潟県 6 名など)

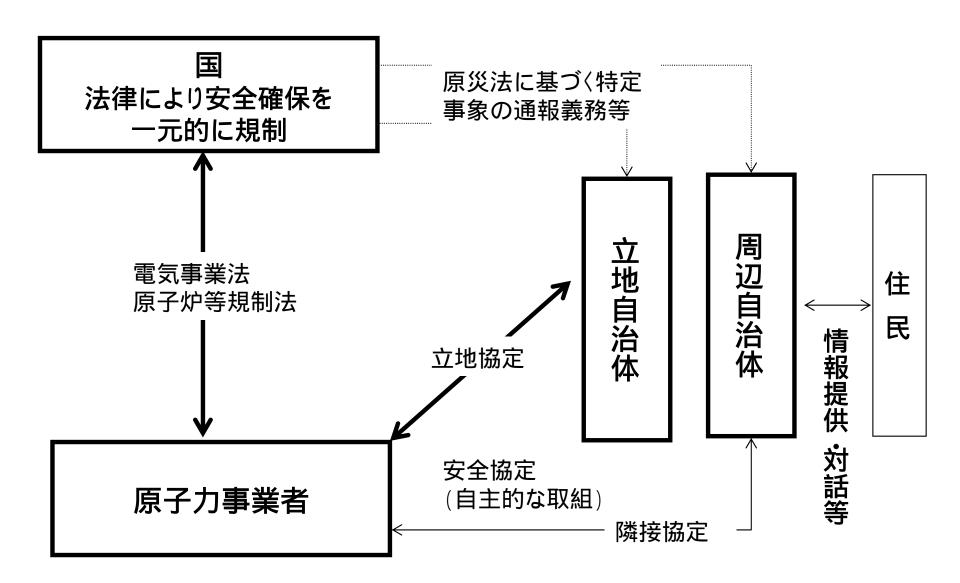
(3)連携協力体制の担い手としての「(仮称) 地域情報委員会(日本版CLI)」 【主なポイント】

UPZ圏内に複数の道府県が含まれる地域については、<u>関係道府県が参画する広域</u> 的組織とすべきか、各道府県ごとに設置すべきか。

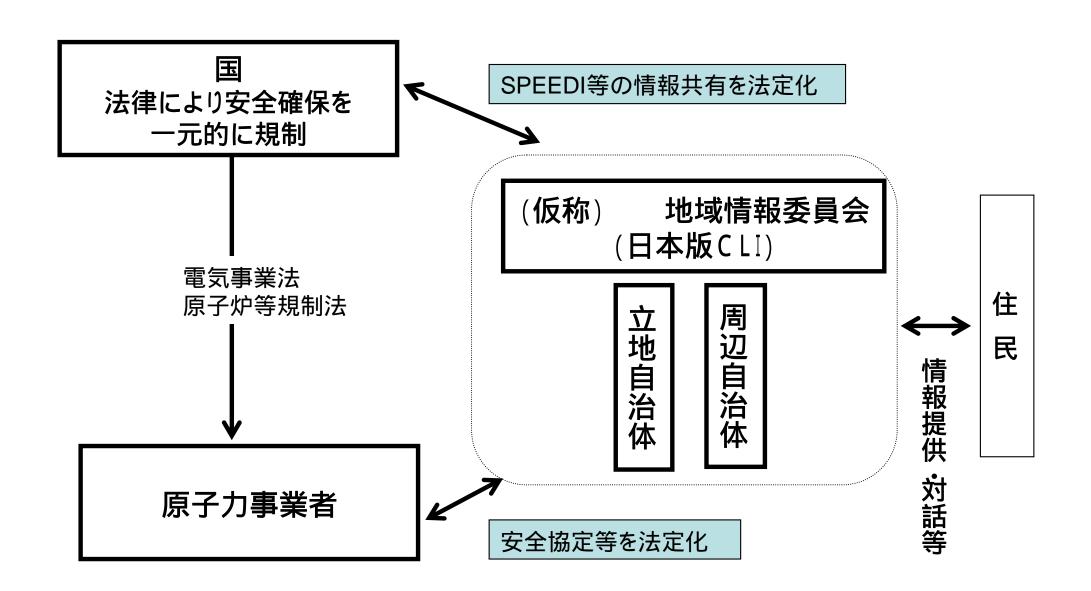
国や原子力事業者も参画した連携の場とすべきか、国や原子力事業者とは別組織とし、連携協力のための地方の受け皿的な組織とすべきか。

今回は政府提案に向け、組織のあり方のうち主要な論点について意見を伺うものであり、その詳細については、次回以降の検討課題とする。

日本における原子力安全管理体制の現状



連携協力体制の法定化イメージ

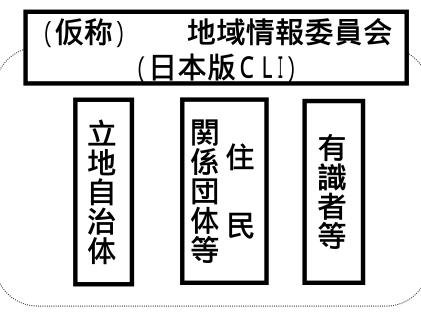


日本版地域情報委員会のイメージ(1) (設置区域)

案1(広域的組織)

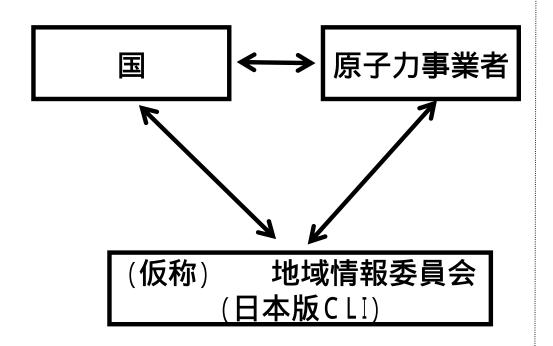
(仮称) 地域情報委員会 (日本版 C L I) 住民 関係団体等 (日本版 C L I)

案2(自治体ごとに設置)



日本版地域情報委員会のイメージ(2) (国、事業者との関係)

案1(国、事業者とは別組織)



案2(国、事業者の参画)

